

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

令和 2 年度狭山市一般会計補正予算（第 15 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和 3 年 5 月 18 日提出

狭山市長 小谷野 剛

別紙

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、専決処分する。

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第15号）

補正予算別冊のとおり

令和3年3月31日

狭山市長 小谷野 剛

令和2年度狭山市一般会計補正予算（第15号）

令和2年度狭山市一般会計の補正予算（第15号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ264,799千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ66,542,937千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更は、「第3表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金		千円 24,359,069	千円 63,127	千円 24,422,196
	2 国庫補助金	18,406,487	63,127	18,469,614
19 寄附金		66,530	0	66,530
	1 寄附金	66,530	0	66,530
20 繰入金		3,366,545	88,062	3,454,607
	2 基金繰入金	2,925,443	88,062	3,013,505
22 諸収入		1,127,121	△11,290	1,115,831
	6 雑入	557,783	△11,290	546,493
23 市債		3,854,807	124,900	3,979,707
	1 市債	3,854,807	124,900	3,979,707
歳入合計		66,278,138	264,799	66,542,937

歳 出

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		千円 21,967,385	千円 21,557	千円 21,988,942
	1 総務管理費	20,791,943	21,557	20,813,500
3 民生費		21,246,280	△8,219	21,238,061
	1 社会福祉費	9,590,646	△8,219	9,582,427
4 衛生費		3,576,344	38,372	3,614,716
	1 保健衛生費	1,590,852	38,372	1,629,224
7 商工費		1,871,722	687	1,872,409
	1 商工費	1,871,722	687	1,872,409
8 土木費		5,392,010	15,294	5,407,304
	3 都市計画費	3,612,245	15,294	3,627,539
10 教育費		5,495,850	197,108	5,692,958
	3 中学校費	725,750	200,310	926,060
	5 社会教育費	780,505	△605	779,900
	6 保健体育費	1,365,037	△2,597	1,362,440
歳 出 合 計		66,278,138	264,799	66,542,937

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
4 衛生費	1 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン 接種体制確保事業	千円 2,398
		新型コロナウイルスワクチン 接種事業	10,156
8 土木費	2 道路橋りよう費	水路改良事業	21,099
	3 都市計画費	狭山市駅東口土地区画整理事業 管理事業	5,653
10 教育費	1 教育総務費	事務局運営事業	2,075
	3 中学校費	中学校校舎等改修事業	200,310
	5 社会教育費	生涯学習推進事業	2,000
	6 保健体育費	市民スポーツ促進事業	2,000

第3表 地方債補正

変 更

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等改修事業費	補正前	千円 76,400	普通貸借 又は 証券発行	4.0%以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	201,300	同上	同上	同上